

## ～交付対象水田が見直されます～

### 1 交付対象水田の見直し

令和4年度以降、5年間連続して一度も水張り(水稲作付けまたは1か月以上のたん水管理)が行われない農地は、6年目から、水田活用の直接支払交付金を受給できなくなります(交付対象水田から除外されます)。このルールにより除外された農地は、耕作者が変更となっても交付対象水田には戻りません。

### 2 見直しに対応する取組

このルールに対応するため、以下の取組を検討しましょう。水張りの実施年や時期にも注意が必要です。

#### (1) 水稲との輪作やローテーション

畑作物等の中に水稲作付けを入れて、輪作体系を組みます。また、水稲と畑作物を団地ごとにローテーションすると作業効率が上がります。

長年畑作物を栽培してきたほ場は、水稲を作付けすると、地力窒素の発現が旺盛となります。そのため、飼料用米の多収品種の栽培に適しています。

○水稲作付けと交付対象水田の関係 (R4～8の5年間の例)

体系	R4 (R4.4.1～R5.3.31)		R5 (R5.4.1～R6.3.31)		R6 (R6.4.1～R7.3.31)		R7 (R7.4.1～R8.3.31)		R8 (R8.4.1～R9.3.31)		R9 (R9.4.1～R10.3.31)		R9に交付対象水田かどうかの判断とその理由	
大豆単作に飼料用米を加える	大豆		大豆		大豆		大豆		大豆		飼料用米		×	R8までの5年間水張りしていないので交付対象水田から除外されます。
	飼料用米		大豆		大豆		大豆		大豆		大豆		○	R9は交付されますが、R10以降は交付対象水田から除外されます。
子実用とうもろこし→小麦→大豆に飼料用米を加える	子実用とうもろこし	小麦	大豆		子実用とうもろこし	小麦	大豆		飼料用米	小麦	大豆		○	畑作物の2年3作体系であっても水張りが必要です。

#### (2) 1か月以上のたん水管理

水稲の作付けが困難な場合、1か月以上のたん水管理によっても水張りと同みなすことができます。ただし、併せて、「連作障害が発生していないこと」が要件となっています。

また、たん水管理は、地域農業再生協議会による確認が必要となります。

○たん水管理と交付対象水田の関係 (R4～8の5年間の例)

体系	R4 (R4.4.1～R5.3.31)		R5 (R5.4.1～R6.3.31)		R6 (R6.4.1～R7.3.31)		R7 (R7.4.1～R8.3.31)		R8 (R8.4.1～R9.3.31)		R9 (R9.4.1～R10.3.31)		R9に交付対象水田かどうかの判断とその理由	
大豆単作にたん水管理	大豆		大豆		大豆		大豆		たん水管理	大豆		大豆		○
	大豆		大豆		大豆		大豆		大豆	たん水管理	大豆		△※	たん水管理は5年目の年度内までに1か月以上のたん水期間を確保できるよう実施する必要があります。※5年目の年度中に1か月以上たん水期間を確保できれば○、できなければ×となります。
	大豆		大豆		大豆		大豆		大豆	たん水管理	大豆	たん水管理	×	
小麦単作にたん水管理	小麦		小麦		小麦		小麦		たん水管理	小麦		小麦		
	小麦		小麦		小麦		小麦		小麦	たん水管理	小麦	たん水管理	小麦	×

たん水管理の時期は問いませんが、用水機能を使用して管理する必要があります。雪解け水がただ溜まっているようなものは、たん水管理として認められません。

